

平成28年第6回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成28年6月30日

開会

- 日程第1 平成28年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第3号 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を
改正する告示について
- 日程第4 議案第36号 平成29年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項につ
いて
- 日程第5 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 教育長報告
- 日程第7 事務局報告 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成28年7月26日（火）午後2時00分から

閉会

報告第3号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について、瑞穂市教育委員会へ報告する。

平成28年6月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

補助限度額を、平成28年度の国の基準に基づき市告示の改正を行うもの。

瑞穂市告示第●●号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年6月●日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

第1条 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

別表（第3条関係）を次のように改める。

区分	補助限度額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000	308,000	308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）	217,000	308,000	308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000

備考

- (1) この表の納付すべき市区町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
- ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8に規定する控除
 - イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除
- (2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
 - キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
 - ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- (4) 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
- $$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \quad (100\text{円未満を四捨五入})$$
- (5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- (6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

- (7) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等を除く。）において、生計を一にする補助限度額基準者（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。
- (8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名

設置者名



保育料等減免措置階層区分	減免額		A	B	C
	円	円	補助限度額 (年額) 円	補助対象 人員 人	補助額 (A×B) 円
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税が非課税となる世帯及び市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税が非課税となる世帯及び市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯（ひとり親世帯等）	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
上記区分以外の世帯	第2子				
	第3子以降				
合計					

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

瑞穂市長 様

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

住所

幼稚園名

設置者名



瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

保育料等減免措置階層区分	A 補助限度額 (年額) 円	B 補助対象人員 人	C 補助額 (A×B) 円	D 補助金交付決定額 円	E 不要額 (D-C) 円
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税が非課税となる世帯及び市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税が非課税となる世帯及び市区町村民税の所得割が非課税となる世帯(ひとり親世帯等)	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯(ひとり親世帯等)	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
市区町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯	第1子				
	第2子				
	第3子以降				
上記区分以外の世帯	第2子				
	第3子以降				
合計					

※不用額を生じた場合は、その理由書を添付すること。

第2条 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表備考第8号中「(6)及び(7)」を「(6)、(7)及び(8)」に改め、同号を第9号とし、第7号中「(6)」を「(6)及び(7)」に改め、同号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が97,000円未満の世帯において、保護者が現に扶養している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。)が3人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年9月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の別表の規定にかかる要綱第2条に規定する3歳児、4歳児、5歳児及び満3歳児については、平成28年4月1日以降に在園した3歳児、4歳児、5歳児及び満3歳児に適用する。

(平成28年度における特例措置)

- 3 この告示の第2条の規定による改正後の瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(以下、「新要綱」という。)の別表第7号に該当する世帯における平成28年度に交付する補助限度額は、月割り計算とし、平成28年8月分まではこの告示の第2条の規定による改正前の瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の別表により、平成28年9月分以降は新要綱の別表により算出した金額(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)を合算したものとする。

改正案（平成 28 年 9 月 1 日）				改正案（平成 28 年 4 月 1 日）				現行																																																																																																
（補助金の額） 第 3 条 補助金の額は、別表に定める補助限度額の範囲内とする。				（補助金の額） 第 3 条 補助金の額は、別表に定める補助限度額の範囲内とする。				（補助金の額） 第 3 条 補助金の額は、別表に定める補助限度額の範囲内とする。ただし、別表の(1)従来条件と(2)新条件の両方に該当する場合は、補助限度額の高い方の条件に該当するものとする。なお、同一世帯においては、(1)従来条件及び(2)新条件のいずれか一方に該当するものとする。																																																																																																
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）				別表（第3条関係）																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補助限度額（年額）</th> </tr> <tr> <th>第 1 子</th> <th>第 2 子</th> <th>第 3 子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td>円 308,000</td> <td>円 308,000</td> <td>円 308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td>272,000</td> <td>290,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯</td> <td>115,200</td> <td>211,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）</td> <td>217,000</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯</td> <td>62,200</td> <td>185,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>上記区分以外の世帯</td> <td>—</td> <td>154,000</td> <td>308,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助限度額（年額）			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000	308,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	115,200	211,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	217,000	308,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補助限度額（年額）</th> </tr> <tr> <th>第 1 子</th> <th>第 2 子</th> <th>第 3 子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td>円 308,000</td> <td>円 308,000</td> <td>円 308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td>272,000</td> <td>290,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯</td> <td>115,200</td> <td>211,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）</td> <td>217,000</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯</td> <td>62,200</td> <td>185,000</td> <td>308,000</td> </tr> <tr> <td>上記区分以外の世帯</td> <td>—</td> <td>154,000</td> <td>308,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助限度額（年額）			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000	308,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	115,200	211,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	217,000	308,000	308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>第 1 子</th> <th>第 2 子</th> <th>第 3 子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td>円 年額 308,000</td> <td>円 年額 308,000</td> <td>円 年額 308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td>年額 272,000</td> <td>年額 290,000</td> <td>年額 308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市区町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,000円を乗じて得た額を加えた金額（以下「第1基準額」という。）以下となる世帯</td> <td>年額 115,200</td> <td>年額 211,000</td> <td>年額 308,000</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき</td> <td>年額</td> <td>年額</td> <td>年額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 従来条件（兄又は姉が幼稚園児）に該当する場合</p>				区分	補助限度額			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 年額 308,000	円 年額 308,000	円 年額 308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 272,000	年額 290,000	年額 308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,000円を乗じて得た額を加えた金額（以下「第1基準額」という。）以下となる世帯	年額 115,200	年額 211,000	年額 308,000	当該年度に納付すべき	年額	年額	年額
区分	補助限度額（年額）																																																																																																							
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降																																																																																																					
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000	308,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	115,200	211,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	217,000	308,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000	308,000																																																																																																					
上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000																																																																																																					
区分	補助限度額（年額）																																																																																																							
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降																																																																																																					
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 308,000	円 308,000	円 308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000	290,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯（ひとり親世帯等）	308,000	308,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	115,200	211,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯（ひとり親世帯等）	217,000	308,000	308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000	308,000																																																																																																					
上記区分以外の世帯	—	154,000	308,000																																																																																																					
区分	補助限度額																																																																																																							
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降																																																																																																					
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円 年額 308,000	円 年額 308,000	円 年額 308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 272,000	年額 290,000	年額 308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき市区町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,000円を乗じて得た額を加えた金額（以下「第1基準額」という。）以下となる世帯	年額 115,200	年額 211,000	年額 308,000																																																																																																					
当該年度に納付すべき	年額	年額	年額																																																																																																					

備考 (1) この表の納付すべき市区町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8に規定する控除 イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除
(2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
(3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
(4) 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 補助限度額×（保育料の支払い月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）
(5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

備考 (1) この表の納付すべき市区町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8に規定する控除 イ 地方税法附則第5条の4に規定する控除
(2) ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯をいう。
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
ク その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
(3) 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
(4) 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 補助限度額×（保育料の支払い月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）
(5) 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

市区町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に、16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えた金額（以下「第2基準額」という。）以下となる世帯	62,200	185,000	308,000
上記区分以外の世帯	—	年額 154,000	年額 308,000

備考

- この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8に規定する控除
(2) 地方税法附則第5条の4に規定する控除
 - 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
 - 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
補助限度額×（保育料の支払い月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）
 - 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- (2) 新条件（兄又は姉が小学校1年生から3年生）に該当する場合

区分	補助限度額	
	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児（第3子以降）
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000	円 年額 308,000

<p>(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。</p>
<p>(7) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が97,000円未満の世帯において、保護者が現に扶養している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。)が3人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。</p>
<p>(8) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)において、生計を一にする補助限度額基準者(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。))をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。</p>
<p>(9) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。</p>

<p>(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもが2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。</p>
<p>(7) (6)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)において、生計を一にする補助限度額基準者(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。))をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。</p>
<p>(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等において、生計を一にする補助限度額基準者が2人以上いる場合の補助限度額は、この表を適用する児童が第2子の場合はこの表の第2子の欄に定める金額、第3子以降の場合は第3子以降の欄に定める金額とする。</p>

当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 290,000	年額 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が第1基準額以下となる世帯	年額 211,000	年額 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯	年額 114,000	年額 308,000
上記区分以外の世帯	年額 154,000	年額 308,000

- 備考
- この表の納付すべき市町村民税の所得割課税額とは、次の規定は適用しないものとする。
 - 地方税法第314条の7及び第314条の8に規定する控除
 - 地方税法附則第5条の4に規定する控除
 - 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
 - 途中入園等により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (100円未満を四捨五入)}$$
 - 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
 - 小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有している場合の兄又は姉を「第1子」とし、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第2子」、2人目を「第3子以降」とする。ただし、小学校1年生から3年生の兄又は姉を2人以上有している場合の兄又は姉を「第1子」、「第2子」の順で数え、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第3子以降」とする。
 - 小学校1年生から3年生の兄又は姉に対しては、減免(補助)を適用しない。

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する規則について

1. 幼稚園就園奨励費補助金について

幼稚園教育の振興と子育て支援の充実を図るために、市内に在住し、市外を含む私立幼稚園に就園する園児の経済的負担軽減のため、国(文部科学省)の補助を受けて、幼稚園保育料を補助するもの。

補助金額は世帯の市町村民税額及び兄弟状況によって算定し、最大で年額 308,000 円(国の定める補助限度額で、保育料の全国平均の単価)。

※平成 28 年度より清流みずほ幼稚園や大野クローバー幼稚園等が認定こども園に移行したことに伴い、対象者は減っている。(認定こども園の保育料は市と同じ)

2. 改正の内容

(1) 年少扶養控除のみなし適用の廃止

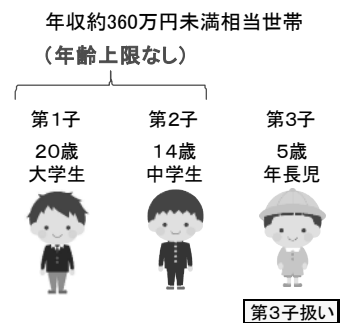
平成 24 年度の住民税における年少扶養控除廃止に伴う税額変更に対し、激変緩和措置としてこれまで年少扶養控除があったものとみなして再計算する「年少扶養控除のみなし適用」を実施してきたが、一定期間が経過したことからこれを廃止して、現行税制上の市町村民税所得割額を階層区分の基準に変更する。なお、保育所保育料及び幼稚園保育料については、平成 27 年度より「年少扶養控除のみなし適用」を廃止している。

※この改正により一部の多子世帯では階層区分が上がり、補助金額が減額となる者がいる。

(2) 年収約 360 万円未満相当の多子世帯の負担軽減

国の制度改正「平成 28 年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組」により、年収約 360 万円未満相当(所得割額 77,100 円未満)の世帯について、従来の多子における年齢の上限(小学校 3 年生まで)を撤廃する。

※中学生や高校生、大学生でも第 1 子、第 2 子とみなす。



(3) ひとり親世帯等要支援世帯の負担軽減

上記(2)の国の制度改正により、年収約 360 万円未満相当(所得割額 77,101 円未満)のひとり親世帯、在障がい児(者)世帯等の支援を要する世帯について、補助単価額を引き上げて、保護者負担額を軽減する。

(例 1) 所得割額が非課税の世帯の第 1 子の場合 (現行)272,000 円 → (改正後)308,000 円

(例 2) 所得割額 77,101 円未満世帯の第 1 子の場合 (現行)115,200 円 → (改正後)217,000 円

(4) 年収約 470 万円未満世帯の多子世帯の負担軽減

岐阜県の新規補助事業「第 3 子以降保育料無償化事業費補助金」により、年収約 470 万円未満(所得割額 97,000 円未満)の世帯について、満 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる世帯で対象児童が第 3 子以降である場合、第 3 子扱いとする。(多子のカウントが小学校 3 年生までであったものを満 18 歳までにする。ただし、第 2 子の扱いはしない。)

※(4)の改正は 9 月からの適用となるため、対象者は 4~8 月分

(小学 3 年生まで)と 9~3 月分(満 18 歳まで)で分けて算定する。



議案第 36 号

平成 29 年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について

平成 29 年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）を別紙のとおり定めることについて瑞穂市立幼稚園管理規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 13 号）第 3 条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 30 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市立幼稚園管理規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 13 号）第 3 条の規定により、募集要項を定め瑞穂市教育委員会告示をするため。

平成29年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）

- 1 募集園児数 5歳児 22名（定員105名－今年度年中在園児数）
4歳児 11名（定員99名－今年度年少在園児数）
3歳児 88名
- 2 資格 5歳児 市内に在住する平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの幼児
4歳児 市内に在住する平成24年4月2日から平成25年4月1日生まれの幼児
3歳児 市内に在住する平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれの幼児
- 3 就園期間 5歳児 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間
4歳児 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間
3歳児 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間
- 4 説明会日時 平成28年7月27日（水）午前9時20分から
- 5 説明会会場 ほづみ幼稚園
- 6 受付期間 平成28年7月27日（水）から平成28年8月5日（金）まで
- 7 抽選会 各年次毎の募集園児数を超えた場合、平成28年8月26日（金）午前9時00分から抽選会を実施する。（前記1の募集園児数を超えた場合は、後日、該当年次児の保護者の方全員に文書にて発送させていただきます。）
- 8 保育料等 保育料 ※別紙のとおり
給食費 月額 3,710円
交通安全協力費 月額 560円

別 紙

幼稚園保育料徴収額表

入所児童の属する世帯の階層区分	世帯区分	保育料 (月額)	多子軽減 対象者
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	被保護者等 世帯	円 0	
当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯、又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	ひとり親世帯、 在宅障害児(者) がいる世帯等	0	※年齢上限 なし
	一般世帯	1,200	
当該年度分の市町村民税課税世帯所得割額77,100円以下の世帯	ひとり親世帯、 在宅障害児(者) がいる世帯等	3,250	
	一般世帯	7,500	
当該年度分の市町村民税課税世帯所得割額211,200円以下	全世帯	9,500	小学校3年生 まで
当該年度分の市町村民税課税世帯所得割211,201円以上	全世帯	12,500	

意見聴取

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年6月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

平成28年9月開会予定、平成28年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年9月●日提出

瑞穂市長 棚橋敏明

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第23号）の施行に伴い、特別避難階段に係る規制が合理化されたため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
<p>（設備の基準）</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>			<p>（設備の基準）</p> <p>第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、<u>バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）</u></p> <hr/> <p>_____を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	---

ウ〜ク 略

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、<u>バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）</u>を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

ウ〜ク 略

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構

(1)～(7) 略

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土

	<p>造を有するものに限る。)</p> <hr/> <p>_____を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		<p><u>交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる</u>と認められるものに限る。)</p> <hr/> <p>を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
ウ〜ク 略		ウ〜ク 略	

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 改正の概要

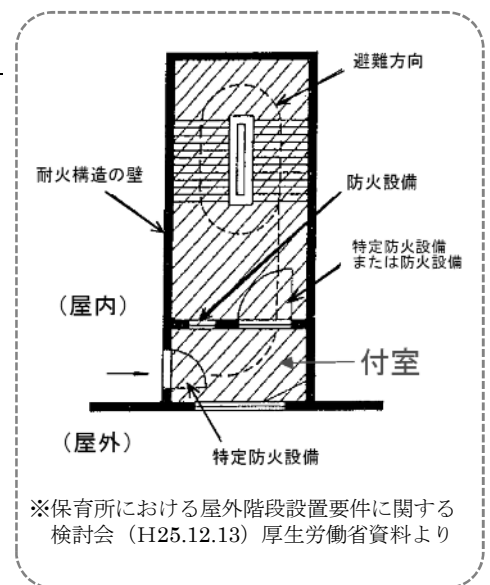
当条例については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」に従い、又は参酌し、定めたものであるが、この基準が引用する「建築基準法施行令第123条第3項」の規定が改正された（平成28年6月1日施行）ことから、当条例についても所要の改正を行うもの。

2. 建築基準法施行令の改正内容

特別避難階段（※1）の構造等に関する規制が合理化され、以下のように変わった。

（変更前）屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）を有する付室を通じて連絡すること。

（変更後）屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が認めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。）を通じて連絡すること。



※1 特別避難階段…避難階段の規定を更に強化したもので、屋内と階段室との間に付室（又はバルコニー）を設け、階段室に煙が進入することを防止し、より安全な避難ができる構造となるようにしている。

3. 市条例の改正内容

小規模保育施設（※2）及び事業所内保育施設（※3）の設備基準として、4階以上の階に保育室等を設ける場合に特別避難階段を設けることとしているため、この設備基準について、上記の建築基準法施行令に準じて改正する。

なお、現状では、市内に該当施設はない。

※2 小規模保育施設…新制度による市町村に認可施設で、少人数（定員6～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設。

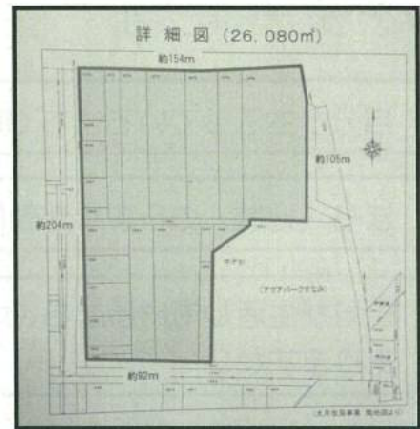
※3 事業所内保育施設…新制度による市町村に認可施設で、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する施設。

大月多目的広場の20年後



「大月多目的広場」ってどこにあるの？

大月多目的広場は、瑞穂市図書館の分館（東南）の西にあります。



こんなに広く、まわりも静かな大月多目的広場は、いろいろな使い方が考えられるたいへん魅力的な場所です。

20年後、中学生のみなさんが大人になって瑞穂市で暮らしているとしたら、この大月多目的広場がどのような場所になっているとうれしいですか。みなさんのすてきな意見を聞かせてください。



「みずほ未来プロジェクト」は、どのように進められていくの？

生徒会や学年で取り組んだり、個人やグループで自主学習や夏の社会科作品として取り組んだりしてください。

- ① 希望者を対象に現地調査会を開催
- ② 各学校で希望者を対象に出前講座を開催
- ③ 考えの根拠となる資料を調べ、意見をまとめる
- ④ 各学校で意見交流会 → 学校としての意見をまとめる

その後は、市内意見交流会、「市民の集い」での発表。 ※ 日程は調整中



瑞穂市内の中学生のみなさんへ



今年度から

みずほ未来プロジェクト MMP

が始まるよ！

中学生のみなさん、今年の6月19日から、選挙で投票できる（選挙権）年齢が、18歳以上となったのを知っていますか？

今、中学3年生の子だと、あとたった3年です。あと3年で、わたしたちが生活している日本、岐阜県、そして瑞穂市をよりよくしていくための代表者（国会議員、各地方議員）を、自分自身で選ぶことができる「主権者」になるのです。そのための準備はできていますか。

では、みなさんがよりよい主権者となるためには、どのような準備が必要なのでしょうか。チェックしてみましょう。

自分が生活しているまち（地域）や世の中の出来事（ニュース）に関心がありますか？

まち（地域）の行事や活動に参加していますか？

自分が生活しているまち（地域）が、「こんなまちになるといいな」という希望や夢がありますか？

みなさん、結果はどうでしたか。実は、これら3つに加えて、さらに目の前の課題に対して、多面的・多角的に思考・判断し、自分なりの考えを主張できる力も身に付けていく必要があります。こうした力は、日々の授業の中で身に付けていきますが、授業以外の場でも問題解決の力や自分の考えを表現する力を育てていくことが大切です。

そこで、教育委員会では、瑞穂市内の中学生のみなさんが、よりよい主権者となるための機会（チャンス）として、「みずほ未来プロジェクト」を始めることにしました。このプロジェクトを通して、みなさんが「**自分は社会の一員である**」という**自覚**をもち、瑞穂市の未来についてそれぞれの思いや考えを通わせ、光り輝く瑞穂市の未来像を築き上げてほしいと願っています。中学生のみなさんの未来への思いや考えは、瑞穂市民の希望の光です。ぜひ多くの方々にこの「みずほ未来プロジェクト」に参加していただきたいと思います。



「みずほ未来プロジェクト」って、具体的に何をやるの？

瑞穂市の問題について、調べたり、考えたことを話し合ったり、まとめたりして、最終的には3月の「市民の集い」で発表したいと思います。

今年度のテーマは、「**大月多目的広場の20年後**」です。
詳しくは裏面を見てね。





平成28年6月13日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子育て支援課	保育支援係	伊左治 直	内線 2634
			直通 058-272-8336
			FAX 058-278-2880

平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数（以下「待機児童数」という。）をとりまとめましたのでお知らせします。

○平成28年4月1日現在の県内の待機児童数は23人で、昨年度より16人増えました。

○なお、待機児童23人はすべて3歳未満児です。

【待機児童数】

(単位：人)

	H26.4.1(参考)	H27.4.1(参考)	H28.4.1
県内待機児童数	27 (27)	7 (7)	23 (23)
(参考) 市町村別内訳	瑞穂市 27(27)	瑞穂市 7(7)	瑞穂市 23(23)

[括弧内の数値は3歳未満児の数]

<参考> 保育所等利用待機児童とは(定義)

調査日時点において、保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く)又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していないもの(厚生労働省実施調査「保育所等利用待機児童数調査について」)

保育所・幼稚園・認定こども園の現況

1.	市立保育所の児童数の推移	P1	(一部変更)
2.	私立保育所の児童数の推移 (清流みずほ保育園・おひさま保育園)	P2	(一部変更)
3.	広域利用による市外保育所の児童数の推移	P2	(一部変更)
4.	ほづみ幼稚園の児童数の推移	P3	(一部変更)
5.	過去5年間の保育所別の入所数及び定員数の推移	P4	(一部変更)
	校区別児童数(全体)と通所状況について	P5	
6-1.	平成28年度4月 保育所入所予定者数及び待機見込者数	P6	(一部変更)
6-2.	待機児童及び隠れ待機者の状況	P7	(新規)
6-3.	申込取下者の状況	P8	(新規)
7.	未満児の申込者数と待機児童数の経過	P9	(一部変更)
8.	保育所・幼稚園施設状況	P10	
9.	県内21市の保育所・認定こども園・幼稚園の設置状況	P11	
10.	各種補助制度事業	P12~13	
11-1.	保育に対する市町村単独補助事業の状況(近隣4市)	P14	
11-2.	近隣4市における私立保育所の保育所等整備に対しての補助状況	P15	
12.	保育所整備の今後	P16	

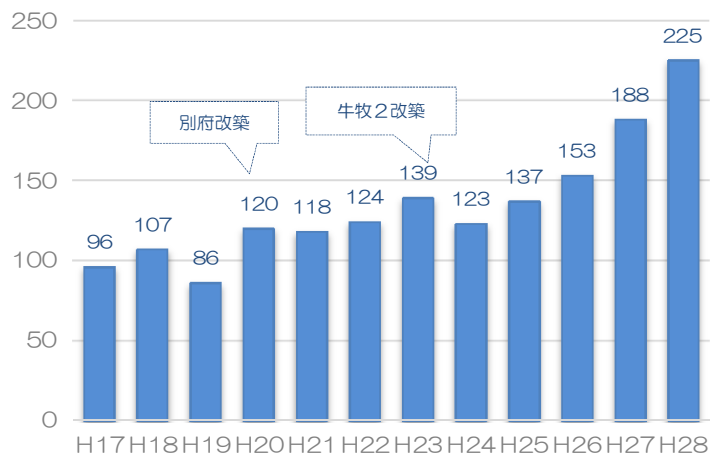
個人情報が含まれるため非公開

1. 市立保育所の児童数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
未満児	96	107	86	120	118	124	139	123	137	153	188	225	129
0歳児			2	3	6	4	7	8	7	9	7	4	-
1歳児	96	107	28	51	44	52	51	54	58	62	89	95	-
2歳児			56	66	68	68	81	61	72	82	92	126	-
以上児	969	975	990	1,023	1,005	1,016	1,029	1,035	999	1,035	1,033	1,051	82
3・4歳児	789	794	795	771	752	795	709	711	684	672	728	674	▲ 115
5歳児	180	181	195	252	253	221	320	324	315	363	305	377	197
合 計	1,065	1,082	1,076	1,143	1,123	1,140	1,168	1,158	1,136	1,188	1,221	1,276	211

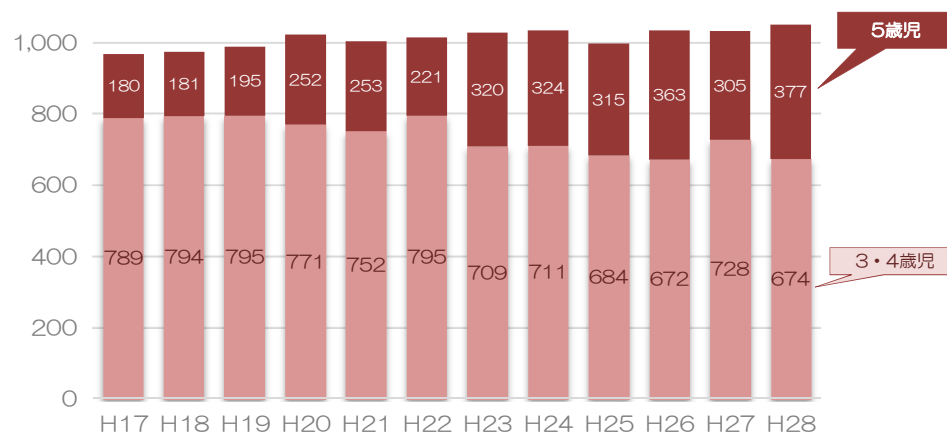
※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより

市立保育所 未満児（0～2歳児）の入所者数



・未満児の受入数は、H17年の2.3倍になっている。
・前年より37人の増

市立保育所 以上児（3～5歳児）の入所者数



H20より本田1・穂積・牛牧1で5歳児保育開始

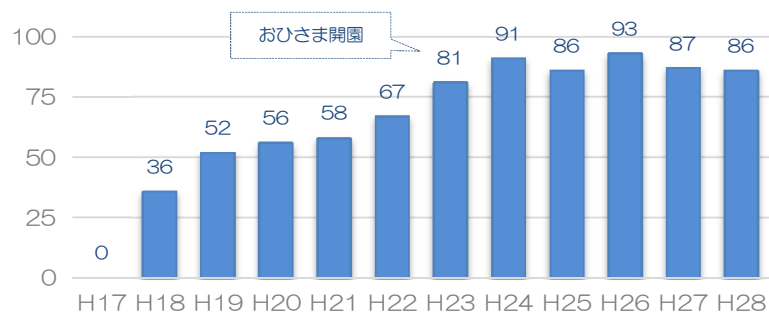
・H23、H24より牛牧2(H23)・本田2(H24)で5歳児保育開始
・H24よりほづみ幼稚園で3、4歳受入開始

2. 私立保育所及び私立認定こども園の児童数の推移（清流みずほ保育園・清流みずほ認定こども園）

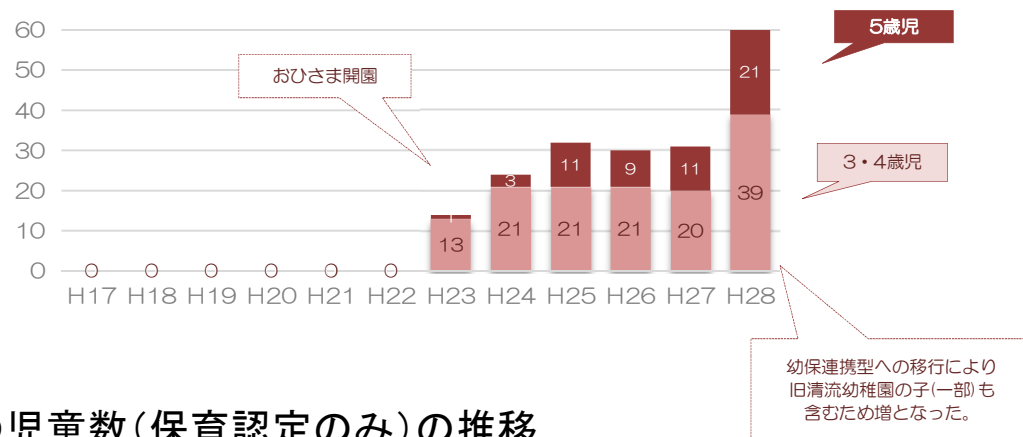
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
未満児	0	36	52	56	58	67	81	91	86	93	87	86	86
以上児	0	0	0	0	0	0	14	24	32	30	31	60	60
3・4歳児	-	-	-	-	-	-	13	21	21	21	20	39	39
5歳児	-	-	-	-	-	-	1	3	11	9	11	21	21
合 計	0	36	52	56	58	67	95	115	118	123	118	146	146

※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより。清流みずほ認定こども園は(保育認定者)のみ集計。

私立保育所 未満児（0～2歳児）の入所者数



私立保育所 以上児（3～5歳児）の入所者数



3. 広域利用による市外保育所及び市外認定こども園の児童数(保育認定のみ)の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
未満児	16	21	9	11	19	10	7	6	9	6	14	5	▲ 11
以上児	21	25	22	20	17	12	17	7	9	5	11	14	▲ 7
3・4歳児	16	18	17	15	10	9	12	2	7	2	10	12	▲ 4
5歳児	5	7	5	5	7	3	5	5	2	3	1	2	▲ 3
合 計	37	46	31	31	36	22	24	13	18	11	25	19	▲ 18

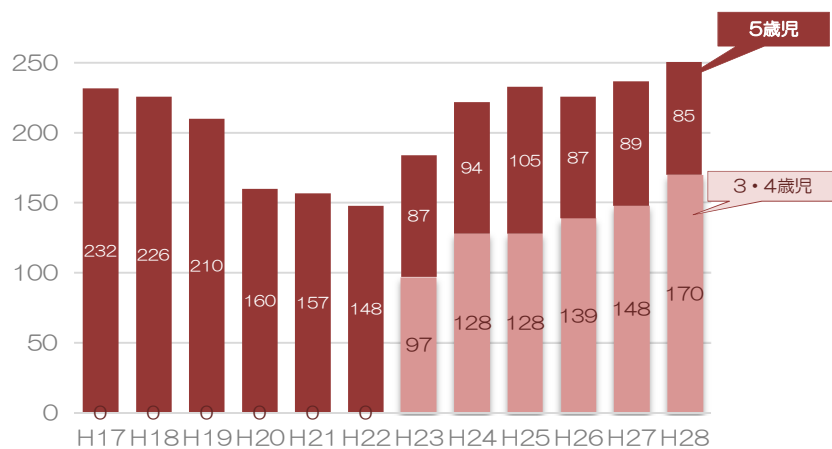
※各年4月1日現在の数値 瑞穂市データブックより

4. ほづみ幼稚園の児童数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H17・H28の差
3・4歳児	0	0	0	0	0	0	97	128	128	139	148	170	170
3歳児	-	-	-	-	-	-	61	60	60	60	65	88	88
4歳児	-	-	-	-	-	-	36	68	68	79	83	82	82
5歳児	232	226	210	160	157	148	87	94	105	87	89	85	▲ 147
合 計	232	226	210	160	157	148	281	222	233	226	237	255	23

※各年5月1日現在の数値 学校基本調査より

ほづみ幼稚園の入所者数

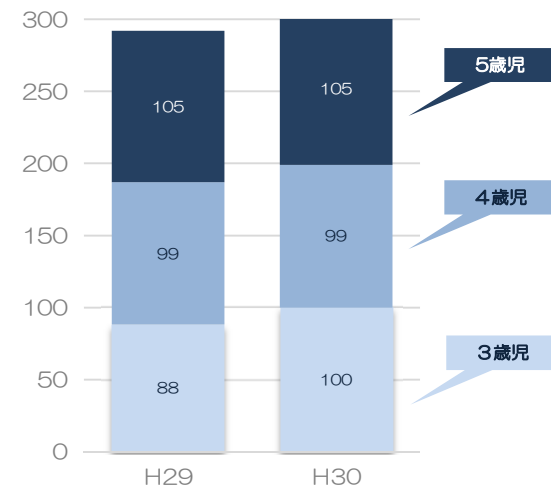


3保育所で5歳児保育開始

3・4歳児の受入開始

今後の定員予定

	H29	H30
3・4歳児	187	199
3歳児	88	100
4歳児	99	99
5歳児	105	105
合 計	292	304



5. 過去5年間の保育所別の入所数及び定員数の推移

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
公立	本田第1保育所	未満児	17	9	13	16	22	25
		以上児	99	105	102	113	111	122
		計	116	114	115	129	133	147
		定員	150	150	150	150	150	150
	本田第2保育所	未満児	13	13	15	14	21	24
		以上児	59	82	87	116	117	122
		計	72	95	102	130	138	146
		定員	150	150	150	150	150	150
	別府保育所	未満児	47	45	54	56	62	81
		以上児	154	163	167	168	172	173
		計	201	208	221	224	234	254
		定員	240	240	240	240	240	260
穂積保育所	未満児	—	—	—	—	—	—	
	以上児	73	62	49	55	59	74	
	計	73	62	49	55	59	74	
	定員	90	90	90	90	90	90	
牛牧第1保育所	未満児	—	—	—	—	—	—	
	以上児	81	73	64	67	58	50	
	計	81	73	64	67	58	50	
	定員	120	120	120	120	120	120	
牛牧第2保育所	未満児	37	35	34	38	43	48	
	以上児	145	153	174	171	164	176	
	計	182	188	208	209	207	224	
	定員	220	220	220	220	220	220	
西保育・教育センター	未満児	—	—	—	—	—	—	
	以上児	123	122	108	96	85	81	
	計	123	122	108	96	85	81	
	定員	145	145	145	145	145	145	
中保育・教育センター	未満児	11	8	9	12	16	24	
	以上児	96	85	77	67	76	64	
	計	107	93	86	79	92	88	
	定員	140	140	140	140	140	140	
南保育・教育センター	未満児	14	13	12	17	24	23	
	以上児	199	190	171	182	191	189	
	計	213	203	183	199	215	212	
	定員	240	240	240	240	240	240	
小計①	未満児	139	123	137	153	188	225	
	以上児	1,029	1,035	999	1,035	1,033	1,051	
	計	1,168	1,158	1,136	1,188	1,221	1,276	
	定員	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495	1,515	

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
私立	清流みずほ保育園	未満児	62	67	59	65	60	60
		以上児	—	—	—	—	—	—
		計	62	67	59	65	60	60
		定員	60	60	60	60	60	60
	清流みずほ認定 こども園(保育認定のみ) ※おひさま保育	未満児	19	24	27	28	27	26
		以上児	14	24	32	30	31	60
		計	33	48	59	58	58	86
		定員	60	60	60	60	60	105
	小計②	未満児	81	91	86	93	87	86
		以上児	14	24	32	30	31	60
		計	95	115	118	123	118	146
		定員	120	120	120	120	120	165
広域入所 (認定こども園含む)	未満児	7	6	9	6	17	5	
	以上児	17	7	9	5	8	14	
	計	24	13	18	11	25	19	
	定員	—	—	—	—	—	—	
合計	未満児	227	220	232	252	292	316	
	以上児	1,060	1,066	1,040	1,070	1,072	1,125	
	計	1,287	1,286	1,272	1,322	1,364	1,441	
	定員	1,615	1,615	1,615	1,615	1,615	1,680	

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
公立	ほづみ幼稚園	3歳児	61	60	60	60	65	88
		4歳児	36	68	68	79	83	82
		5歳児	87	94	105	87	89	85
		計	184	222	233	226	237	255
		定員	325	325	325	325	325	325
私立	清流みずほ認定 こども園(教育認定のみ) ※清流みずほ幼稚園	3歳児	35	45	38	42	37	12
		4歳児	40	35	41	36	39	7
		5歳児	46	39	37	44	34	7
		計	121	119	116	122	110	26
		定員	200	200	200	200	200	75
合計	3歳児	96	105	98	102	102	100	
	4歳児	76	103	109	115	122	89	
	5歳児	133	133	142	131	123	92	
	計	305	341	349	348	347	281	
	定員	525	525	525	525	525	400	

校区別児童数(全体)と通所状況について

平成27年7月1日現在

	A	各校区がAの全体に占める割合	B	各校区がBの全体に占める割合	C	各校区がCの全体に占める割合	D	各校区がDの全体に占める割合	E	F	G	各校区がGの全体に占める割合	G/A%
小学校区	未就学児童数		通所児童		私立幼稚園		ほづみ幼稚園		広域保育	無認可保育所	自宅に居る児童		校区内に居る児童の割合
生津	馬場	201	56	45	15				1	0	84		
	生津	248	95	33	19				3	2	96		
	計	449	12.2%	151	11.1%	78	17.5%	34	14.3%	4	2	180	11.3%
本田	本田	383	124	63	27				1	0	168		
	只越	172	62	21	13				0	0	76		
	計	555	15.1%	186	13.6%	84	18.9%	40	16.9%	1	0	244	15.3%
穂積	別府	317	106	41	33				1	0	136		
	穂積	336	113	36	24				2	0	161		
	稲里	184	55	26	6				2	1	94		
	計	837	22.8%	274	20.1%	103	23.1%	63	26.6%	5	1	391	24.5%
牛牧	十九条	137	41	15	14				0	0	67		
	牛牧	342	118	29	21				3	1	170		
	宝江	17	4	2	2				0	0	9		
	野田新田	72	22	7	6				1	0	36		
	野白新田	135	56	12	8				1	0	58		
	祖父江	100	35	13	6				0	0	46		
	東結	3	1	1	0				0	0	1		
	犀川	124	37	17	14				1	0	55		
	計	930	25.4%	314	23.0%	96	21.6%	71	30.0%	6	1	442	27.8%
西	七崎	14	7	2	0				0	0	5		
	居倉	53	28	4	2				0	0	19		
	森	44	27	3	1				1	0	12		
	田之上	88	42	10	2				0	0	34		
	唐栗	28	15	1	0				1	0	11		
	宮田	6	1	1	0				0	0	4		
	大月	7	2	2	1				0	0	2		
	計	240	6.5%	122	8.9%	23	5.2%	6	2.5%	2	0	87	5.4%
中	重里	35	14	5	1				0	0	15		
	美江寺	64	34	10	2				0	0	18		
	十七条	25	10	1	0				0	0	14		
	十八条	32	18	5	0				0	0	9		
	計	156	4.3%	76	5.6%	21	4.7%	3	1.3%	0	0	56	3.5%
南	古橋	312	167	20	11				1	1	112		
	横屋	124	43	15	9				0	0	57		
	中宮	36	19	4	0				0	0	13		
	呂久	27	14	1	0				0	0	12		
	計	499	13.7%	243	17.7%	40	9.0%	20	8.4%	1	1	194	12.2%
合計	3666	100%	1366	100%	445	100%	237	100%	19	5	1594	100%	

H27. 7. 1時の
住民記録より抽出した人数

市内11保育所(市立9保育所と清流みずほ保育園とおひさま保育園)

清流みずほ幼稚園を含む

主には母親の勤務地付近の保育所に預ける場合(岐阜市内が多い)

ままん保育園、みっけのおうち、エンジェルらんど

G=A+B+C+D
-E-F

6 - 1. 平成28年度4月 保育所入所者数及び待機児童数

(4月1日状況)

公立	本田第1保育所			本田第2保育所			別府保育所			穂積保育所			牛牧第1保育所			牛牧第2保育所			西保育・教育センター			中保育・教育センター			南保育・教育センター			公立計		
	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計
0歳児	1		1	0		0	2		2			0			0	0		0	0		0	0		0	1		1	4		4
1歳児	9	0	9	7	4	11	31	4	35			0			0	22	2	24			0	7	2	9	7	0	7	83	12	95
2歳児	4	11	15	3	10	13	14	30	44			0			0	5	19	24			0	8	7	15	4	11	15	38	88	126
3歳児	22	9	31	29	6	35	32	27	59	26	0	26	17	0	17	36	22	58	20	0	20	11	6	17	37	12	49	230	82	312
4歳児	6	37	43	1	43	44	1	55	56	3	26	29	2	13	15	4	56	60	1	27	28	0	28	28	1	58	59	19	343	362
5歳児	0	48	48	1	42	43	2	56	58	0	19	19	1	17	18	1	57	58	0	33	33	1	18	19	4	77	81	10	367	377
未満児	14	11	25	10	14	24	47	34	81	0	0	0	0	0	0	27	21	48	0	0	0	15	9	24	12	11	23	125	100	225
以上児	28	94	122	31	91	122	35	138	173	29	45	74	20	30	50	41	135	176	21	60	81	12	52	64	42	147	189	259	792	1051
合計	42	105	147	41	105	146	82	172	254	29	45	74	20	30	50	68	156	224	21	60	81	27	61	88	54	158	212	384	892	1276

私立	清流みずほ保育園			おひさま保育園			私立計		
	新	在	合計	新	在	合計	新	在	合計
0歳児	5		5	6		6	11		11
1歳児	16	4	20	6	3	9	22	7	29
2歳児	13	22	35	1	10	11	14	32	46
3歳児			0	2	9	11	2	9	11
4歳児			0	2	9	11	2	9	11
5歳児			0	0	9	9	0	9	9
未満児	34	26	60	13	13	26	47	39	86
以上児	0	0	0	4	27	31	4	27	31
合計	34	26	60	17	40	57	51	66	117

合計	①利用児童数計		
	新	在	合計
0歳児	15		15
1歳児	105	19	124
2歳児	52	120	172
3歳児	232	91	323
4歳児	21	352	373
5歳児	10	376	386
未満児	172	139	311
以上児	263	819	1082
合計	435	958	1393

②待機者 (※1)
6
20
23
2
0
0
49
2
51

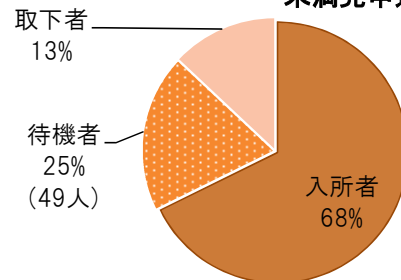
③申込取下 者(※2)
5
19
9
15
1
2
33
18
51

申請者合計 (①+②+③)
26
144
84
249
22
12
254
283
537

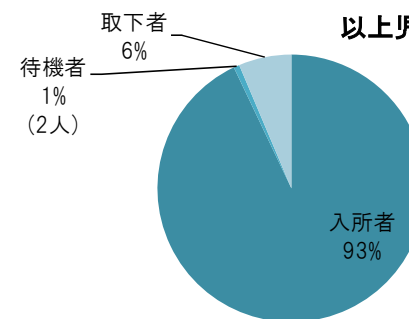
※1 待機者数は、他に利用可能な施設があるにもかかわらず特定の保育所を希望して待機する者や、保護者が育児休業中の者なども含んでいるため、国基準の待機児童数とは異なります。

※2 申込取下者は、転出や幼稚園等の利用等で申込みを取り下げた者

未満児申込者の状況



以上児申込者の状況



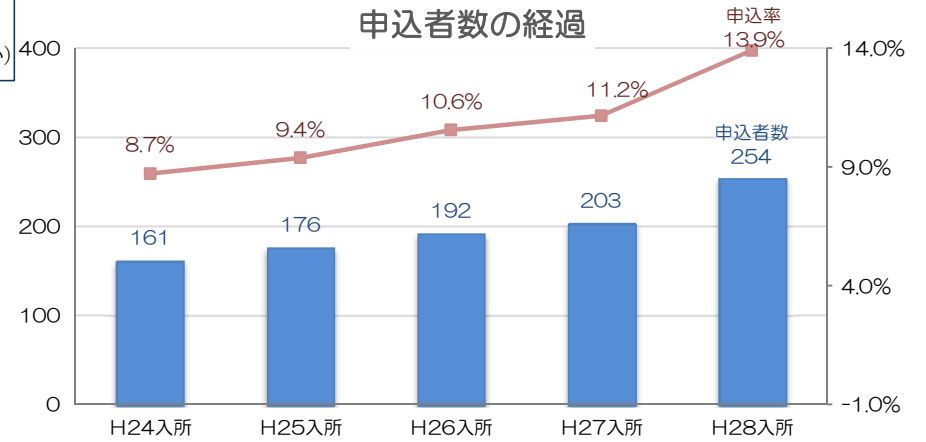
7. 未満児の申込者数と待機児童数の経過

(1) 申込者数の経過

	H24入所	H25入所	H26入所	H27入所	H28入所
①申込数	161	176	192	203	254
②人口数	1847	1875	1819	1819	1826
0歳児	624	609	586	625	615
1歳児	641	635	609	598	617
2歳児	582	631	624	596	594
割合(①/②)	8.7%	9.4%	10.6%	11.2%	13.9%

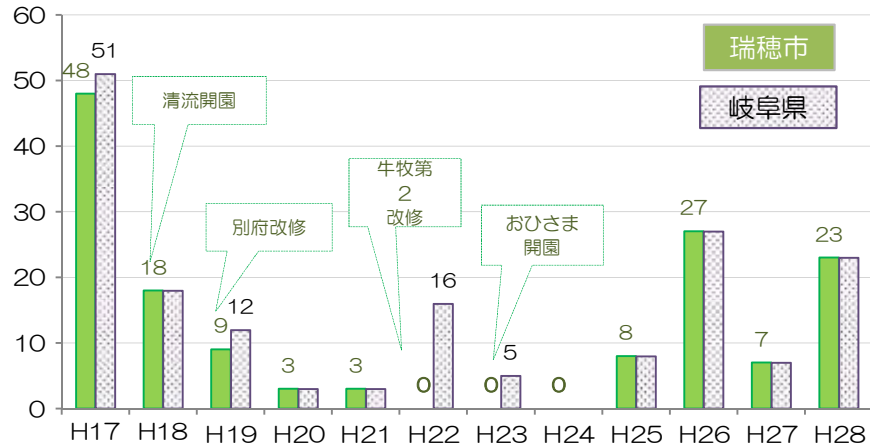
(注) H24～H26入所はおひさま保育園分を含まない数値

H28年度は取下者も含む
(H27以前は含んでいない)



・共働き世帯の増加や出産後も仕事を続ける女性の増加などで、未満児保育を希望する申込者数は年々増加している。

(2) 待機児童数の経過



・清流みずほ保育園(H18)・おひさま保育園(H23)の開園及び別府保育所(H19)・牛牧第2保育所(H22)の改修による未満児保育の拡大により待機児童は減少していたが、H25年ころより増加傾向にある。

(注)この待機児童数は国基準で定義される「保育所等利用待機児童」であり、(他に利用可能な施設があるにも関わらず)特定の保育所を希望して待機する場合や、保護者が育児休業中の場合などは含んでいません。

待機児童数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
瑞穂市	48	18	9	3	3	0	0	0	8	27	7	23
岐阜県	51	18	12	3	3	16	5	0	8	27	7	23

8. 保育所・幼稚園施設状況

老朽化施設（法定耐用年数を超える建物） 法定耐用年数 鉄骨造 34年 鉄筋コンクリート造 47年

保育所

1. 本田第1保育所 南側保育棟 ※ H13 屋根の改修
2. 穂積保育所 ※ H24 耐震補強工事（ブレース補強、塗装、天井張替）
3. 牛牧第1保育所 ※ H24 耐震補強工事（ブレース補強）
4. 中保育・教育センター ※ H13 大規模改修（内装、屋根、空調） H16 耐震補強工事（ブレース補強）

幼稚園

1. ほづみ幼稚園 ※ H21～22 保育棟（A・B・C棟）大規模改造（補強、空調、トイレ） H26 造形室（吊り天井）

近隣市の平均定員

	公私保育所数	平均定員
岐阜市	46	117
大垣市	31	147
羽島市	11	168
各務原市	17	125
瑞穂市	11	146
合計と平均	819	134

平成27年5月1日 現在

	施設									園児数							⑰園児1人当りの建物面積 (⑦/⑮)	
	①敷地面積	建物						プール			園児数							
		②棟	③構造	④階数	⑤建築年	⑥築	⑦面積	⑧建築年	⑨築	⑩未満児	⑪年少児	⑫年中児	⑬年長児	⑭計	⑮定員	⑯クラス計		
本田第1保育所	1,340㎡	北	RC	2	S55	35	1,334㎡	S51.06	39	22(2)	40(2)	49(2)	22(1)	133	【150】	(7)	9㎡/名	
	南	S	1	S48	42													
本田第2保育所	2,816㎡	園	RC	2	S54	36	1,274㎡	S55.04	35	21(2)	47(3)	43(2)	30(1)	141	【150】	(8)	8㎡/名	
別府保育所	10,340㎡	西	RC	2	H19	8	3,412㎡	H19.12	8	62(4)	60(3)	57(2)	54(2)	233	【240】	(11)	14㎡/名	
		東	RC	2	S53	37	3,013㎡											
穂積保育所	4,288㎡	園	S	1	S46	44	751㎡	S54.06	36	28(2)	17(1)	14(1)	59	【90】	(4)	8㎡/名		
			S	1	S49	41												
牛牧第1保育所	2,014㎡	園	S	1	S46	44	673㎡	H16.07	11	19(1)	19(1)	22(1)	60	【120】	(3)	6㎡/名		
			S	1	S48	42												
牛牧第2保育所	6,366㎡	西	RC	2	S52	38	2,401㎡	H23.03	4	43(2)	53(3)	60(2)	51(2)	207	【220】	(9)	11㎡/名	
		支	S	1	H23	4												
西保育・教育センター	3,506㎡	園	RC	2	S51	39	1,264㎡	S51.02	39	29(2)	33(2)	25(1)	87	【145】	(5)	9㎡/名		
			RC	2	H11	16												
中保育・教育センター	6,091㎡	園	S	1	S53	37	1,059㎡	S56.07	34	16(1)	29(2)	18(1)	29(1)	92	【140】	(5)	8㎡/名	
			S	1	H14	13												
南保育・教育センター	7,301㎡	園	RC	2	S50	40	1,273㎡	S50.02	40	24(1)	59(3)	75(3)	57(2)	215	【240】	(9)	5㎡/名	
			S	2	H12	15												
保育所計	44,062㎡						16,454㎡			188(12)	364(21)	371(16)	304(12)	1,227	【1,495】	(61)		
ほづみ幼稚園	11,222㎡	A	S	2	S43	47	2,488㎡	S43.10	47	65(3)	83(3)	89(3)	237	【292】	(9)	9㎡/名		
		B	S	2	S48	42												
		C	S	1	S43	47												

【構造種別】 RC：鉄筋コンクリート S：鉄骨

【耐用年数】 RC：47年 S：34年

9. 県内21市の保育所・認定こども園・幼稚園の設置状況

市町村名	総人口 学齢前児童数	区分	認可保育所				幼保連携型 認定こども園				幼稚園				計			
			公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率
岐阜市	414,382	施設数	20	26	46	43%			0		2	40	42	5%	22	66	88	25%
	20,119	定員	2,030	3,355	5,385				0				0					
大垣市	166,867	施設数	16	15	31	52%	5	1	6	83%	17	3	20	85%	38	19	57	67%
	8,768	定員	2,287	2,270	4,557				0				0					
高山市	90,938	施設数	8	16	24	33%			0			3	3	0%	8	19	27	30%
	4,436	定員	675	2,150	2,825				0				0					
多治見市	113,718	施設数	10	5	15	67%			0		6	5	11	55%	16	10	26	62%
	5,150	定員	1,360	726	2,086				0				0					
関市	91,057	施設数	10	9	19	53%			0			7	7	0%	10	16	26	38%
	4,544	定員	960	1,390	2,350				0				0					
中津川市	82,051	施設数	17	7	24	71%			0		6	4	10	60%	23	11	34	68%
	3,896	定員	1,560	565	2,125				0				0					
美濃市	21,928	施設数	0	6	6	0%			0			1	1	0%	0	7	7	0%
	902	定員		500	500				0				0					
瑞浪市	39,022	施設数	8	2	10	80%	8	0	8	100%	8	1	9	89%	24	3	27	89%
	1,723	定員	620	200	820				0				0					
羽島市	68,588	施設数	0	11	11	0%			0		1	2	3	33%	1	13	14	7%
	3,542	定員		1,850	1,850				0				0					
恵那市	52,606	施設数	0	2	2	0%	16	0	16	100%	3	1	4	75%	19	3	22	86%
	2,321	定員		120	120				0				0					
美濃加茂市	55,391	施設数	9	4	13	69%			0			3	3	0%	9	7	16	56%
	3,466	定員	885	570	1,455				0				0					
土岐市	60,124	施設数	9	3	12	75%			0		7		7	100%	16	3	19	84%
	2,684	定員	981	280	1,261				0				0					
各務原市	148,332	施設数	5	12	17	29%			0			14	14	0%	5	26	31	16%
	7,720	定員	749	1,390	2,139				0				0					
可児市	100,664	施設数	4	5	9	44%			0		1	8	9	11%	5	13	18	28%
	5,353	定員	435	927	1,362				0				0					
山県市	28,492	施設数	7	0	7	100%			0			1	1	0%	7	1	8	88%
	1,025	定員	730		730				0				0					

市町村名	総人口 学齢前児童数	区分	認可保育所				幼保連携型 認定こども園				幼稚園				計			
			公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率	公立	私立	計	公立率
瑞穂市	53,271	施設数	9	2	11	82%			0		1	1	2	50%	10	3	13	77%
	3,650	定員	1,495	120	1,615				0		390	200	590		1,885	320	2,205	
飛騨市	25,758	施設数	6	1	7	86%			0				0		6	1	7	86%
	981	定員	755	150	905				0				0					
本巣市	35,239	施設数	7	0	7	100%			5		5		6	83%	17	1	18	94%
	1,682	定員	598		598				0				0					
郡上市	44,158	施設数	7	7	14	50%			2		2		5	60%	12	9	21	57%
	1,899	定員	530	570	1,100				0				0					
下呂市	34,627	施設数	10	0	10	100%			0				0		10	0	10	100%
	1,395	定員	1,221		1,221				0				0					
海津市	37,200	施設数	2	7	9	22%			3		3		4	100%	9	7	16	56%
	1,416	定員	140	600	740				0				0					
計	1,764,413	施設数	164	140	304	54%	39	1	40	98%	64	97	161	40%	267	238	505	53%
	86,672	定員	13,272	16,293	29,565													

※認可保育所・認定こども園の数値 H27年4月1日現在 保育所等の現況報告統計より

※幼稚園の数値 H26年5月1日現在 学校基本調査より

※幼保連携型認定こども園の中には、幼児園等の類似施設も含まれているものと思われる。

○認可保育所及び幼稚園の公立の割合

認可保育所の公立割合	割合	市数	市名
100%	3市	山県市、本巣市、下呂市	
75%~99%	4市	瑞穂市、瑞浪市、土岐市、飛騨市	
50%~74%	6市	大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃加茂市、郡上市	
25%~49%	4市	岐阜市、高山市、各務原市、可児市	
1%~24%	1市	海津市	
0%	3市	美濃市、羽島市、恵那市	

幼稚園の公立割合	割合	市数	市名
100%	2市	土岐市、海津市	
75%~99%	3市	大垣市、瑞浪市、恵那市	
50%~74%	5市	瑞穂市、多治見市、中津川市、本巣市、郡上市	
25%~49%	1市	羽島市	
1%~24%	2市	岐阜市、可児市	
0%	6市	高山市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、山県市	
無	2市	飛騨市、下呂市	

10. 各種補助制度事業

番号	補助事業名	事業内容	補助対象	負担割合				備考	
				国	県	市	事業者		
1	保育所等緊急整備事業費補助金	保育所整備交付金を活用して、待機児童解消のための保育所の創設や老朽化等による保育環境整備を行う民間保育所や、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に対して、市町村を通じて必要な経費を助成する。	私立保育所	1/2 保育所等整備交付金	—	1/4	1/4		
2	保育所等緊急整備事業費補助金 (待機児童解消加速化プラン適用)	保育所整備交付金を活用して、待機児童解消のための保育所の創設や老朽化等による保育環境整備を行う民間保育所や、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に対して、市町村を通じて必要な経費を助成する。	私立保育所	2/3 (基金)	—	1/12	1/4		
3	市町村子ども・子育て支援事業計画推進事業費補助金	市町村の子ども・子育て支援事業計画の充実と実行支援のため、公立保育所の定員増を伴う施設整備に対して助成を行う。	市	—	1/4 ぎふっこ応援基金	—	—		
4	低年齢児保育促進事業補助金	年度途中で低年齢児を受け入れることができるよう、低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配する私立保育所等に補助を行う市町村に対し必要な経費を補助する。 ・補助基準額 加配保育士1人あたり 1,265千円	私立保育所	—	1/2	1/2	—	年度途中受入促進事業補助金	
5	施設型給付費・地域型保育給付費 (負担金)	市町村が保育に欠ける子どもに対して保育を実施した場合において、特定教育・保育施設及び地域型保育に要する費用の一部を負担する。(市町村措置分負担金の一部)	特定教育・保育施設及び地域型保育	1/2	1/4	1/4	—		
6	幼児教育緊急整備事業費補助金	私立幼稚園における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費に対して助成する。	私立幼稚園	認定こども園	1/2	—	—	1/2	
				その他幼稚園	1/3	—	—	2/3	
7	認定こども園施設整備事業費補助金	幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に対して助成する。幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の整備(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園部分の施設整備)	認定こども園	1/2	—	1/4	1/4		
8	障害児保育事業補助金	市内の私立保育所にて障害乳幼児を保育している場合。	清流みずほ保育園、おひさま保育園	—	—	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内。	—	障害児保育事業補助金 ※市単独補助	

番号	補助事業名	事業内容	補助対象	負担割合				備考
				国	県	市	事業者	
9	延長保育事業費補助金	11時間30分以上の保育を実施する市内の保育所	清流みずほ保育園、おひさま保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	延長保育対策費補助金
10	一時預かり事業費補助金	一時預かりを実施している市内所在の保育所	市立保育所、清流みずほ保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	一時預かり事業費補助金
11	地域子育て支援拠点事業費補助金	地域子育て支援センター事業を行う市内所在の保育所	市立保育所、清流みずほ保育園、おひさま保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	地域子育て支援センター事業費補助金
12	運営費補助金	市内所在の保育所で保育事業を実施するために必要な運営費用	清流みずほ保育園、おひさま保育園	—	—	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	—	運営費補助金 ※市単独補助
13	乳幼児保育特別対策事業費補助金	認可保育所の補完的な役割を担っている認可外保育施設で行う乳幼児保育(0・1歳児)又は延長保育事業に対する補助を行う。	認可外保育施設	—	1/2	1/2	—	・瑞穂市保育室事業補助金交付要綱との整合性整備が必要 ・延長保育補助事業は補助金要綱未整備 ・現在市内に該当施設なし
14	利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようなサポートする事業。	市、清流みずほ保育園、おひさま保育園	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	
15	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付託された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。	病院・保育所等	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を醸成する事業。	特定教育・保育施設及び地域型保育	1/3 子ども・子育て支援交付金	1/3 地域子ども・子育て支援事業費補助金	1/3	—	

11-1. 保育に対する市町村単独補助事業の状況(近隣4市)

H27.4.1現在

	補助事業名	事業内容	26年度 実績(千円)	27年度 予算(千円)
岐阜市	延長保育接続補助金	原則的な保育時間(8:30~16:30)より開所時間が長く、11時間開所して保育を行っている保育所に対して補助する。	-	156,711
	障害児保育補助金	障害児保育を実施している保育所に対して補助する。	78,852	95,591
	低年齢児保育対策費補助金	年度途中に0~2歳児を受け入れるため、年度当初より保育士を加配している保育所に対し補助する。	40,579	110,500
	運営費補助金	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便、保育士等処遇改善等の経費に対し補助する。	104,999	23,873
	岐阜県民間社会福祉事業者共済会事業主負担分補助金	財団法人岐阜県民間社会福祉事業者共済会に加入する事業主(民間社会福祉施設及び団体をさす)の共済会事業主負担分を補助する。	29,240	-
		市 計	253,670	386,675
大垣市	民間保育所運営補助金	公私立の格差の是正、運営費補助等	35,945	29,890
	障害児保育対策事業補助金	障害児保育を実施している保育所に対して補助	2,286	2,299
	民間保育所中規模補修事業補助金	運営費以外の中規模補修工事に助成(補助率 3/4)	10,000	10,000
	民間保育所職員研修事業補助金	民間保育所の職員が、大垣市の指定する職員研修へ参加した経費に助成(補助率 1/2)	179	0
	民間保育園通園バス購入事業補助金	園児の通園用バス事業を新規に実施する場合及びおおむね10年を越えて使用したバスを更新する場合のバス購入に要する経費を対象に補助(補助基本額380万円×2/3)	2,000	2,530
	民間保育所耐震補強事業補助金	耐震補強工事に要する経費に対する補助	0	0
	保育所施設借入金利子補給	資金の融資を受け、社会福祉事業を行う者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する利子補給金。	230	500
	民間保育所整備推進事業補助金	民営化後3年間における施設整備に対する補助	0	0
		民間保育所改築事業補助金	改築等を行う民間保育所に対する補助	0
	市 計	50,640	407,919	
羽島市	保育所育成補助金	保育所職員育成(保育士の資質の向上を図る)	3,360	3,360
		保育所運営費(運営の円滑を図る)	1,795	1,795
		賠償責任保険負担金(園児の災害時に給付する)	195	200
		保育園まつり(保育所の現状等をPRする)	380	380
		歯科嘱託医補助金(園児の口腔衛生)	526	526
		保育士待遇改善(職員の処遇改善のために補充する)	2,142	2,142
	保育所整備事業補助金	保育所整備事業(施設整備に対し市2/3を補助)	5,332	5,332
	障害児保育対策事業費補助金	障害児保育対策事業(特別児童扶養手当対象児1人につき月額63,750円・軽度障害児1人につき月額45,830円)	19,203	22,450
	保育所地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業(各地域との交流)	2,200	2,200
	市 計	35,133	38,385	
各務原市	無認可施設保育事業補助金	障害児1人つき月額 95,625円	287	
	私立保育園対策事業補助金(障害児保育事業補助金)	重度障害児1人につき月額 80,800円 軽度障害児1人につき月額 53,900円	13,257	
		市 計	13,544	
瑞穂市	障害児保育事業補助金	市内に住所を有する障害乳幼児が入所している民間保育所に対する補助	0	0
	延長保育対策費補助金	11時間30分以上の保育を実施する市内所在の私立保育所に対する補助	1,200	1,200
	一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施する市内所在の私立保育所に対する補助	1,580	1,580
	地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の私立保育所に対する補助	13,518	14,906
	私立保育所運営費補助金	市内所在の私立保育所で保育事業を実施するのに必要な運営費に対する補助	11,193	11,218
	市 計	27,491	28,904	

11-2. 近隣4市における私立保育所の保育所等整備に対する補助状況

H28.1.28 電話確認

	市	補助内容
1	岐阜市	保育所等整備交付金については、国1/2、市1/4の補助のみ
2	大垣市	保育所等整備交付金のほか、事業者の自費負担分(全体工事費 - 国(1/2) - 市(1/4))となる額の 2/3 を市単独で別に補助(市独自の補助要領あり) ※公立から私立へ移行して、施設の建替え(解体・新設)に保育所等整備交付金を利用。
3	各務原市	保育所等整備交付金については、国1/2、市1/4の補助のみ
4	羽島市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等整備交付金については、国1/2、市1/4の補助のみ ・羽島市保育所整備事業補助金交付要綱 →市内の11の既存私立保育所の内、毎年2園ずつに補助。 LED化や太陽光発電設備等の保育環境向上のための設備整備事業等に対して事業費の 2/3 (上限2,666,000円)を補助

※大垣市は保育所等整備交付金(国1/2、市1/4)のほか、市単独で上乗せ補助を実施している。(公立から私立へ移行して補助金を利用した施設の建替えを実施している。)

12. 保育所整備の今後

- ・母親の就労機会の増加と育児休業からの復帰により、未満児保育の必要性が高まり、整備することが必要。
- ・小学校と保育所が連携できる立地を進める。（スムーズな就学と保護者の地域でのつながりを支える。）

未満児の受入施設の拡充

平成27年度	別府保育所の施設定数の変更(240人から260人へ)
平成28年度	別府保育所東棟改修による未満児保育の拡充(20人増加) 学校法人総純寺学園「おひさま保育園」の未満児保育施設増設工事(整備補助)(38人増加) NPO法人キッズスクエア瑞穂の小規模保育所開設工事(整備補助)(12人増加)

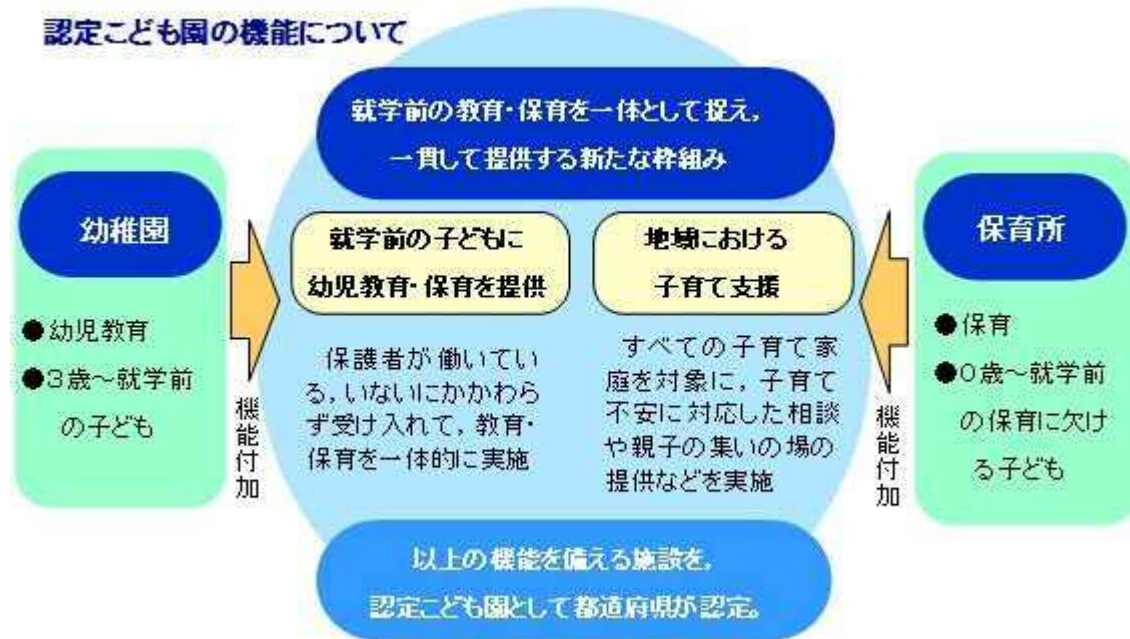
老朽化保育所の改築

- 穂積保育所の建替え(未満児保育の導入)
- 牛牧第一保育所の建替え(未満児保育の導入)

本田小校区と生津小校区の保育所のありかた検討

小学校と保育所との連携 スムーズな就学への繋ぎ

【認定こども園とは】



認定こども園は、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を行う機能があるということについて都道府県知事等から認定を受けた施設です。

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、すべての子育て家庭を対象に育児相談や親子のつどいの場等を提供する施設で、育児に不安を抱える保護者から相談を受けたり、家庭で子育て中の保護者が気軽に集える交流の場を開放して、地域への子育て支援を実施します。

認定こども園には、地域の実情に応じて選択が可能となるよう、以下の4つの類型が設けられています。

【幼保連携型】 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより認定こども園としての機能を果たすタイプ

【幼稚園型】 認可幼稚園が、保育に欠ける子どもたちのための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

【保育所型】 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

【地方裁量型】 幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所・幼稚園・認定こども園の比較表

区分		保育所(園)	幼稚園	認定こども園
(1)	所管官庁	厚生労働省	文部科学省	文部科学省・厚生労働省
(2)	根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(3)	類型	認可保育所【公立・私立】	認可幼稚園【公立・私立】	認定こども園【公立・私立】 【公私ともに、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分類】
(4)	設置者	地方公共団体、社会福祉法人、学校法人	地方公共団体、学校法人、社会福祉法人	地方公共団体、社会福祉法人、学校法人
(5)	目的	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること(児童福祉法第39条)	幼児を教育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること(学校教育法第22条)	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供
(6)	対象児	0歳から小学校就学前の保育に欠ける乳幼児	満3歳から小学校就学前の幼児	・保育に欠ける子も欠けない子も受け入れて教育・保育を一体的に行う施設 ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談等を提供する施設
(7)	保育・教育内容の基準	保育所保育指針に基づく保育	幼稚園教育要領に基づく教育	保育所保育指針に基づく保育 幼稚園教育要領に基づく教育
(8)	1日の保育・教育時間	8時間保育(原則) 延長保育、土曜日保育、	4時間(標準) 預かり保育あり	保育所(園)、幼稚園利用の両方に対応
(9)	長期休業	なし (日曜、祝祭日以外の休みは原則なし)	あり(春夏冬休みあり)	入所児童の状況に応じて施設で決定
(10)	保育料	【公立・私立】国の基準額以内で所得に応じた利用料を市が決定し、市へ納付	【公立】利用料を市が決定し、市へ納付 【私立】利用料を設置者が決定し設置者へ納付(在園児の保護者には就園奨励費を市が助成)	利用時間を踏まえ、設置者が決定、設置者へ納付
(11)	職員の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状	0歳から3歳未満児までは保育士資格 3歳から5歳児は両資格併有
(12)	職員の配置基準	・0歳児 3人につき1人 ・1～2歳児 6人につき1人 ・3歳児 20人につき1人 ・4～5歳児 30人につき1人	1学級35人以下、各学級ごとに専任の教諭1人	・0歳児 3人につき1人 ・1～2歳児 6人につき1人 ・3歳児 20人につき1人 ・4～5歳児 30人につき1人

～ 認定こども園の視察について ～

【視察先】

- ① 平成28年4月27日(水) 海津市立 高須認定こども園 (幼保連携型)
- ② 平成28年5月 6日(金) (社福)和光会 加納西認定こども園 (幼保連携型)
- ③ 平成28年5月16日(月) 恵那市立 岩村こども園 (保育所型 ※指定管理者による運営)

① 【海津市立 高須認定こども園】(公立)

敷地面積：5,527㎡(うち建物1,407㎡)、**園舎**：鉄筋コンクリート2階建

部屋数：7部屋(0歳・1歳児…1室、2歳児…1室、3歳以上児…5室、遊戯室、調理室、他2室)

利用定員：170人 **職員数**：21人(常勤18人、非常勤3人)

少子化による園児減少で空き施設があったことから、市として今後の就学前施設のあり方の検討を行った結果、合併前3町に1園ずつ幼保一元化・一体化施設を設けるとして施設の統廃合を進めた。最近では、3年連続休園中の幼稚園を議会の議決を得て廃止し、さらに公立保育園2園の民営化を目指している。平成28年4月1日現在、合併前3町に1園ずつ幼保連携型認定こども園を設置しており、現在の保育・幼稚園の数は 20園→13園 となり7園廃止(公立13園→6園)した。

【効果・利点】

- ・幼稚園と保育園の機能を併せもつ「認定こども園」化により、単独の幼稚園及び保育園の統廃合を可能にした。
- ・認定こども園化したことにより、幼稚園の無かった地区において幼児教育を提供できる。
- ・市内でもバラつきがあった就学前教育・保育の均一化と、職員カリキュラムの統一。
- ・保護者は就労の有無に関わらず、同じ施設を利用できるようになり、幼稚園児も保育園児も同じ施設で教育・保育するため、保護者は幼稚部と保育部を選択する際に、自分のライフスタイルを変える必要がなくなった。
- ・単独施設では、少子化により園児が必要数確保できなかったが、認定こども園化により園児が確保できるようになった。

② 【社会福祉法人 和光会 加納西認定こども園】(私立)

敷地面積：1884.28㎡(うち園庭691.7㎡)、**園舎**：鉄筋コンクリート2階建 延べ面積881.85㎡

部屋数：8部屋(0歳児…1室、1歳児…1室、2歳児…1室、3歳以上児…3室、遊戯室、調理室)

利用定員：105人(教育認定5人、保育認定100人) **職員数**：33人(常勤27人、非常勤6人)

岐阜市行財政改革プランに基づき、小規模または老朽化した市立保育所の統廃合による再編と民営化の推進を行ってきた。計画に基づき、市立加納西保育所を、平成22年4月1日に岐阜市から社会福祉法人和光会へ移管し民営化した。

和光会は施設の増改築を行い、社会福祉施設を運営している和光会の医療・看護のノウハウを生かし「安全安心の保育」を目指して運営し、平成28年4月1日からは幼保連携型 加納西認定こども園となった。

和光会の担当者から、施設運営の面から定員100人程度が、施設の規模や大きさや、施設型給付費の単価と、経常経費のバランスが良く、最も効率よく運営できるとのこと。また職員数と園児数のバランスも良いとの説明あり。

③【**恵那市立 岩村こども園**】(公立)

敷地面積：4,603㎡(うち建物1,166㎡)、**園舎**：鉄筋コンクリート2階建

部屋数：11部屋(0歳・1歳児…1室、2歳児…1室、3歳以上児…7室、遊戯室、調理室)

利用定員：160人 **職員数**：21人(常勤18人、非常勤3人)

市の行財政改革行動計画で、合併により増えた**職員数と施設を削減**するため、職員については削減計画を、施設については**統廃合を含めた民営化(指定管理者制度導入)**を進めている。

公立保育園については民間による運営に移行する計画となり、指定管理者制度移行予定施設として、規模の大きい公立保育5園が候補に挙げられた。現在では、そのうち**3園で指定管理者制度の導入**をしている。

岩村こども園は、管理責任者は「恵那市」、運営者は指定管理者である「学校法人 恵峰学園」が行っている。

※**恵峰学園は市内で2園の指定管理者「岩村こども園」「長島こども園」**である。

この他に、杉の子幼稚園(私立)も運営しており、**併せて市内で3園運営**している。

【効果・利点】

- ・民間事業者運営に委託するため、市からは人件費を含めた運営経費を民間事業者を支払う。そのため、こども園の施設や名称はそのまま、元々そこで働いていた**職員(保育士)は他の園に配置転換**できるため、**手厚い保育が可能**になった。
- ・幼稚園、保育園のある地域とない地域の解消。
- ・就業形態が多様化する中で、保護者の就労の有無とその変化への対応が可能。
- ・保護者のライフスタイルに合わせた保育時間の選択が可能で、家庭での養育を支援できる。

◆まとめ

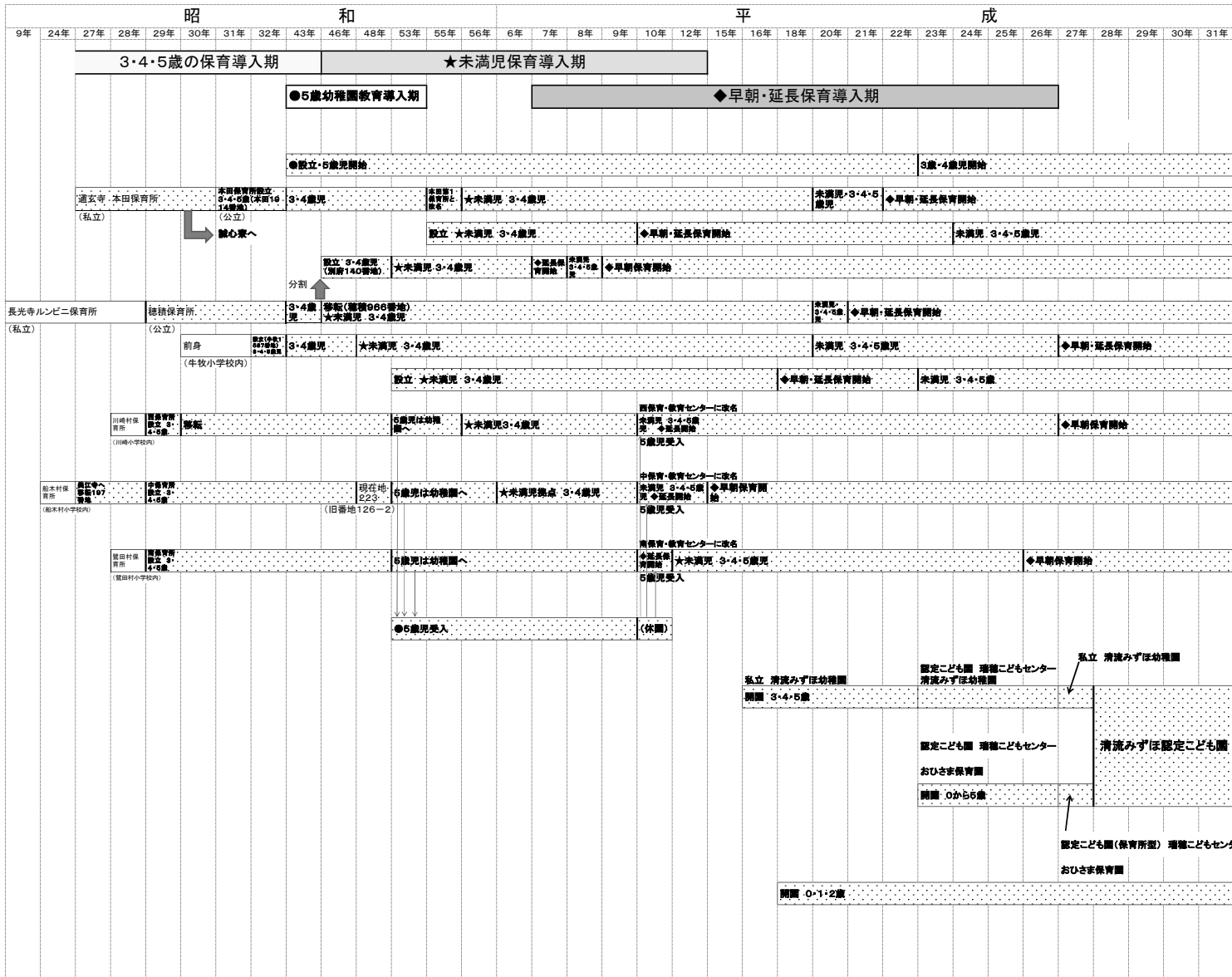
海津市、恵那市ともに市町村合併(海津市H17年3月、恵那市H16年10月)により施設は増えたが、少子化による園児減少で**施設の統廃合**をする必要があった。岐阜市においても、**老朽化した施設の統廃合による再編と民営化**していく計画に基づき、公立保育園を民間に移管した。

3市とも待機児童ゼロ、人口は減少傾向にあり、少子化による園児減少で、施設の統廃合、民営化の推進をしなければならない状況にあり、瑞穂市の現状とは合わない。

当市同様に、人口が増加傾向にあり、子育て世代が多く、待機児童がいる自治体の視察ができるよう、現在、岐阜県庁 子育て支援課を通じて、そのような自治体を愛知県内で探していただけるよう調整中である。

保育所・幼稚園の変遷

平成28年6月30日 教育委員会定例会資料



ほづみ幼稚園

本田第1保育所

(旧 本田保育所)

本田第2保育所

別府保育所

(穂積保育所)

穂積保育所

牛牧第1保育所

(旧 牛牧保育所)

牛牧第2保育所

西保育・教育センター

(川崎村保育所)

(西保育所)

中保育・教育センター

(船木村保育所)

(中保育所)

南保育・教育センター

(笠田村保育所)

(南保育所)

泉南町立幼稚園(各校区)

(西幼稚園)

(中幼稚園)

(南幼稚園)

清流みずほ認定こども園

学校法人 総持寺学園

清流みずほ保育園

社会福祉法人 清流会